

第 14 回石川海区漁業調整委員会議事録

1. 日時及び場所

令和 8 年 6 月 16 日 火曜日 午後 2 時 00 分
県庁 11F 1109 会議室

2. 招集者の氏名、議事事項及び通知を発した年月日

(1) 招集者氏名 会 長 勝木 省司

(2) 議事事項

- ① 石川海区漁場計画の変更案について（答申）
- ② 石川県沖合海域におけるかご漁業（ばい類）の試験操業許可について（諮問）
- ③ さば、ずわいがに、まだら及びぶりに関する令和 8 管理年度における漁獲可能量の決定並びに公表について（諮問）
- ④ さば類に関する令和 7 管理年度における漁獲可能量の変更について（報告）
- ⑤ くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和 8 管理年度における漁獲可能量の変更について（報告及び諮問）
- ⑥ 令和 8 年度全国海区漁業調整委員会連合会通常総会の結果について
- ⑦ その他

(3) 通知を発した年月日 令和 8 年 6 月 9 日

3. 出席者

出席委員（14 名）

会 長 勝木 省司

委 員 五十嵐誠一

〃 木戸 信裕

〃 川島 和彦

〃 上野 和春

〃 加治 彰

〃 砂走 忠巨

〃 若林 佳生

委 員 稲村 幸雄

〃 太田 均

〃 中 浩二

〃 浮田 美穂

〃 上浜 政紀

〃 林 紀代美

欠席委員（1 名）、橋本 勝寿

水産課 石川課長、山岸専門員、川田技師、岡田技師

事務局 沢田局長、小柳局次長、川畑主任技師

4. 議事の顛末 別紙のとおり

5. 議決・報告事項

(1) 石川海区漁場計画の変更案について（答申） (資料 1 参照)
知事からの諮問は、妥当である旨答申することを決定した。

(2) 石川県沖合海域におけるかご漁業（ばい類）の試験操業許可について（諮問） (資料 2 参照)
知事からの諮問は、妥当である旨答申することを決定した。

- (3) さば、ずわいがに、まだら及びぶりに関する令和 8 管理年度における漁獲可能量の決定並びに公表について（諮問）
（資料 3 参照）
知事からの諮問は、妥当である旨答申することを決定した。
- (4) さば類に関する令和 7 管理年度における漁獲可能量の変更について（報告）
水産課より報告を受けた。
- (5) くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和 8 管理年度における漁獲可能量の変更について（報告及び諮問）
水産課より報告を受けた。また、知事からの諮問は、妥当である旨答申することを決定した。
- (6) 令和 8 年度全国海区漁業調整委員会連合会通常総会の結果について
事務局より報告を受けた。
- (7) その他

6. 委員会終了時間 午後 3 時 00 分

第 14 回海区漁業調整委員会の議事の顛末

沢 田 局 長 定刻となりましたので、第 14 回石川海区漁業調整委員会を開催します。
なお、本日は、橋本委員から欠席の連絡を受けています。
それでは、開会にあたり、勝木会長からご挨拶をお願いします。

勝 木 会 長 皆様、こんにちは。
先程、公聴会が行われました。個人的な話になりますが、今から 45 年ほど前、27 歳の時に海区漁業調整委員をしていました。その時は旧庁舎で、中西知事の時でした。かつて私が委員をしていた時には、公聴会は加賀と能登に分かれて開催していました。そこで 2 から 3 回ほど、皆さんの公聴を聞いていた記憶があります。漁業の盛衰の影響かわかりませんが、ここ 20 年程は公聴を聞かなくなりました。その歴史を踏まえた上で本日の委員会も取り組みたいと思います。
本日もよろしくお願いします。

沢 田 局 長 ありがとうございます。
議事に入る前に資料の確認をしたいと思います。
最初に次第、資料-1「第 15 次海面漁業権免許変更スケジュール」、資料-2「漁業法第 58 条において準用する第 42 条第 1 項の制限措置の内容について」諮問文が先にあるもの、資料-3「特定水産資源に関する令和 8 管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について」諮問文が先にあるもの、資料-4「さば類に関する令和 7 管理年度における漁獲可能量の変更について（報告）」、資料-5「特定水産資源（くろまぐろ（大型魚））に関する令和 8 管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について」諮問文が先にあるもの、資料-6「令和 8 年度全国海区漁業調整委員会連合会通常総会の結果について」、参考資料として「5 月分の知事許可漁業の取り扱い状況」、「5 月分の漁海況情報」をお配りしています。
以上になりますが、お手元に揃っていますか。
それでは勝木会長、議事の進行をお願いします。

勝 木 会 長 それでは、議事を進めます。
本日の議事録署名人を五十嵐委員と浮田委員にお願いします。

[両委員 了承]

勝 木 会 長 では、議題 1 の「石川海区漁場計画の変更案について」、知事より諮問がきていますので説明をお願いします。では、議題 1 の「石川海区漁場計画の変更案について」、知事より諮問がきておりますので説明をお願いします。

川 畑 主 任 技 師	本議題は、前回、知事より諮問ありました、漁場計画の変更に関する審議と答申になります。先ほど、公聴会を開催しましたところ、公述がなかったことを改めて報告させていただきます。 それでは、ご審議の程よろしく申し上げます。
勝 木 会 長	ただいま事務局より説明がありましたが、何かご質問等はありませんか。 なければ、知事から諮問の「石川海区漁場計画の変更案について」は、妥当であると判断しまして、その旨を答申したいと思いますが、異議はありますか。 [異議なしの声] それでは、水産課より今後のスケジュールについて説明をお願いします。
山 岸 専 門 員	水産課の山岸です。 本日、漁場計画案の答申がされましたので、今後のスケジュールについてご説明します。 資料1を御覧ください。漁業権の変更に係るスケジュールを示しています。太字で示しています6月16日の部分が本日の公聴会の開催及び漁場計画案の答申についてとなります。その後のスケジュールになりますが、答申いただいた漁場計画の変更案について、県庁内の諸手続きを経た後、7月に石川海区漁場計画として、水産課のホームページ等で公示します。 その漁場計画の公示に基づき、7月から8月にかけて漁業者が免許申請を行います。9月には漁業法に基づきまして、漁業権免許について県から海区漁業調整委員会へ諮問する予定となります。 その諮問への答申をもって、11月1日付けで今回の変更及び追加された漁業権を免許します。 簡単になりますが、今後のスケジュールについては以上となります。
勝 木 会 長	では、次に、議題2の「石川県沖合海域におけるかご漁業（ばい類）の試験操業許可について」、知事より諮問がきていますので説明をお願いします。
川 畑 主 任 技 師	資料-2を御覧ください。最初のページのとおり諮問文が来ています。 内容について、水産課より説明をお願いします。
山 岸 専 門 員	水産課の山岸です。諮問文の内容についてご説明します。 資料の方は、ページ番号を付けていますが、最初に諮問文がありまして、次の3ページに制限措置の公示内容について、4から5ページに試験操業許可の概要、6から7ページに試験操業許可の取扱方針を、8から9ページに要望書の写しを付けています。

それでは、4 ページの「石川県沖合海域におけるかご漁業（ばい類）の試験操業許可について」と記載された概要をご覧ください。

令和 8 年 6 月 1 日付けで、県漁協金沢支所運営委員長からかご漁業（ばい類）の試験操業許可について要望書の提出がありました。

要望の内容としましては、現在、距岸 50 海里以遠の沖合海域において、かごを使用してべにずわいがに漁を行っている漁業者が、より安定した経営を図るための、距岸 50 海里以遠の海域において未利用となっている「ばい類」を狙ったかご漁業の試験操業を実施したいという要望となります。

水産課としましては、①許可隻数は 1 隻に限定し、また、かごの使用個数や目合いを制限することにより、資源保護に配慮しながら操業すること。②関係漁業者であるかご漁業を行っている西海支所、輪島支所及び小木支所から同意が得られて

おり、漁業調整上の問題は無いことから、別紙「石川県沖合海域におけるかご漁業（ばい類）の試験操業許可等の取扱方針」を制定し、試験操業を許可することとしたいと考えています。

許可内容案は次のとおりとなっています。件数は 1 件、船舶のトン数は 120 トン未満、操業期間は 1 月 1 日から 12 月 31 日の周年、操業区域は距岸 50 海里以遠の石川県沖合海域、水深 700 メートル以浅の区域は除くとしています。

条件としましては、①ばいかごを使用し、目合いは 4.29 センチメートル（8 節）、横口 2 穴とし入口径は 15 センチメートル以下とする、②かごの使用個数は 300 個以内、連数は 3 連以内とする、③浮標（ボンデン）には、水面上 1.5 メートルに船名を記入した標識旗を取り付け、夜間においては識別できる標識を掲げなければならない、④漁獲対象はばい類とする。ホッコクアカエビ・ズワイガニ・ベニズワイガニが混獲されたときは、船内に保持せず直ちに海中に戻さなければならない、⑤漁獲物又はその製品を、海上において他の船舶に転載してはならない、とする内容としています。

また、試験操業という位置付けになりますので、許可期間終了後 30 日以内に漁獲状況等の報告を水産課まで提出してもらうようにしています。

次の 5 ページには、参考に操業区域の概略図を添付しています。図の黄緑色の部分が操業区域となっていて、距岸 50 海里以遠の海域のうち水深 700 メートルより深い海域ということで、白山瀬海域は操業区域から除外されることになります。以上が試験操業の概要になります。

6 から 7 ページ目には、試験操業許可等の取扱方針（案）をお示ししています。中身につきましては、今ほどご説明しました内容を記載したものとなっていますので、説明は割愛します。

以上を踏まえ、3 ページの制限措置についても併せてご審議いただきたいと思います。3 ページをご覧ください。ご審議いただく部分については今ほどご説明したとおりで、許可の有効期間は 1 年以内とします。

許可又は起業の認可を申請すべき期間については、令和8年6月16日から令和8年7月15日までとします。

以上、石川県沖合海域におけるかご漁業（ばい類）の試験操業許可に関する制限措置の公示及び許可の取扱方針の制定について説明を終わります。

ご審議の程、よろしくお願いします。

勝 木 会 長

ただいま水産課より説明がありましたが、何かご質問等はありませんか。

五 十 嵐 委 員

今回諮問された試験操業とは異なりますが、以前に白山瀬で輪島の漁業者がばい類のかご漁業をしていましたが、現状はどうなっていますか。

山 岸 専 門 員

現在も輪島支所で5つの許可がありますが、燃油高と漁場が遠いことから、採算が合わないため、ここ数年は操業できていないと聞いています。

五 十 嵐 委 員

わかりました。ありがとうございます。

勝 木 会 長

その他に質問はありますか。

なければ、知事から諮問の「石川県沖合海域におけるかご漁業（ばい類）の試験操業許可について」は、妥当であると判断しまして、その旨を答申したいと思いますが、よろしいですか。

[異議なしの声]

勝 木 会 長

では、次に、議題3の「さば、ずわいがに、まだら及びぶりに関する令和8管理年度における漁獲可能量の決定並びに公表について」、知事より諮問がきていますので説明をお願いします。

川 畑 主 任 技 師

資料-3をご覧ください。最初のページのとおり諮問文が来ています。

内容について、水産課より説明をお願いします。

川 田 技 師

水産課の川田です。資料3の11ページを御覧ください。

石川県のさば、ずわいがに、まだら及びぶりに関する令和8管理年度における数量配分についてということで、この6月いっぱい令和7管理年度を終え、7月から次の管理年度が始まるTAC対象資源について、令和8管理年度の数量配分等の内容をご説明させていただきます。

本県において7月から翌6月の年度区切りとなっているTAC魚種はさば、ずわいがに、まだら、ぶりの4つとなっており、それぞれ国から示された石川県への配分数量が表のとおりとなっております。

まず、さばにつきましては、令和7管理年度の現時点では、県全体のTAC数量が9,700トンとなっておりますけれども、これは期中に国の留保からの追加配分を受けた数量でして、当初の配分数量として

は 7,800 トンだったところ、来期の当初配分も同量の 7,800 トンという割当てが来ております。

次にずわいがににつきましては、国全体の TAC が減ったことに伴い、本県への配分も 329 トンと、令和 7 管理年度よりもやや少ない配分となっています。

まだらに関しましては、令和 6 管理年度から新たに TAC 管理が始まり、いわゆるステップアップ管理対象資源ということで、本格的な管理にむけた準備を行っている段階の資源となります。令和 8 管理年度はステップ 2 の管理の 2 年目となりまして、配分としましては、令和 7 管理年度に引き続き試行水準ということで、具体的には管理の目安数量として 335 トンという数字が示されております。

最後、ぶりにつきましては、現在の令和 7 管理年度から新たに管理が始まった資源でして、まだらと同じく、ステップアップ管理対象資源で、本格的な管理にむけた準備を行っている段階の資源となります。令和 8 管理年度はステップ 2 の管理の 1 年目となりまして、配分としましては、試行水準、具体的には管理の目安数量として 4,093 トンという数字が示されております。

なお、これらの資源のうち、ずわいがに、まだら、ぶりについては県内で一つの管理区分となっていますので、県全体の数量が直ちに「石川県知事管理漁業区分」へ配分ということになります。

一方でさばに関しましては、県全体の枠をさらに各漁業種類に配分していくことになりますので、12 ページで御説明させていただきます。この県内配分につきましても資源管理方針の中で定めているところですが、(1)TAC のうち、一部を県の留保とし、確保した上で、(2)留保を除いた数量で、平成 29 年から令和 3 年までの 5 年間の漁獲実績の比率に基づいて漁業種類別に配分することを基礎としております。それから、(3)来遊状況に応じ不足が生じる場合は留保から配分するほか、管理区分間における融通等も可能ですので、適宜対応させていただこうと考えております。

具体的な数量の配分案ですが、当初の配分数量としましては、令和 7 管理年度当初と同量ということで、それぞれの個別の漁業区分に対しての当初配分数量も令和 7 管理年度と同量にする案で考えております。

表の令和 7 管理年度の数字としまして、当初のところと数字が変わっているところがありますが、こちらは期中の追加の割当てがあったということで、また、この報告につきましては後ほどの議題で御説明させていただきます。

13 ページを御覧ください。管理年度途中における配分の基準があります。本県においては中型まき網、定置網が特に大きな漁獲の主体となっていますが、御承知のとおり、さばというのは来遊量や来遊時期の年変動が大きいという特徴があります。そういった中で、漁獲枠がひっ迫した時にしっかりと必要な時に間に合うように枠を追加で手当てできるようにしておく必要があります。そこで、いわゆる自動的な配分ということで、行政の恣意性のない変更について、予め海区委員会でご了承をいただいたルールに則ったやり方であれば、

事後報告という形でスムーズに枠が動かせるという運用をこれまでも行っておりまして、こういったルールを来管理年度についてもご提案させていただきます。

具体的には、2 ポツ目の部分になりますが、留保からの漁獲可能量の追加としましては、当面の対応として、消化率が8割を超えた管理区分に対しては400 トン、留保の残量が400 トン未満の場合はその全量を直ちに配分することができるというルールでやり繰りしたいと考えています。この400 トンという数字は令和7管理年度から変更ありません。

また、3 ポツ目について、留保からの追加配分については、この自動配分のほか、海区委員会場で意見を聴いて必要な区分に配分するというやり方、それから、各管理区分関係者の調整・合意があった場合はその合意に基づいて配分することも可能となっていますので、そういった運用上の工夫を組合せながら、操業の妨げにならないような運用をしたいと思います。

それから、ずわいがにについてですが、県全体でひとつの管理区分ということで、留保の設定等については、ずわいがにでは行わずに、国からの追加配分があった場合には、直ちに石川県知事管理漁業区分に配分するというようにしておくことで、国からの追加配分があった場合に直ちに漁業者の皆様が漁獲できる枠を増やすということで運用したいと思います。こちらについては、令和7管理年度以前と同様の運用でございまして、引き続き同様の対応をさせていただきたいと考えております。

最後に今後の予定としまして、農林水産大臣の承認手続きを経て、6月中に県公報において告示として発出し、各機関にも合わせて通知する予定となっています。なお、大臣承認手続き等の段階で、主旨に沿う軽微な修正が生じた場合の対応は水産課に一任いただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

説明は以上になります。

勝 木 会 長

ただいま水産課より説明がありましたが、何かご質問等はありませんか。

勝 木 会 長

なければ、知事から諮問の「さば、ずわいがに、まだら及びぶりに関する令和8管理年度における漁獲可能量の決定並びに公表について」は、妥当であると判断しまして、その旨を答申したいと思いますが、よろしいですか。

[異議なしの声]

勝 木 会 長

では、次に、議題4の「さば類に関する令和7管理年度における漁獲可能量の変更について」、水産課より説明をお願いします。

川 田 技 師	水産課の川田です。 今ほど御説明いたしました、さばの TAC に関する自動的な配分ということで、前回の海区から今回までの間に、2 度追加の割当てを行いましたので、その事後報告をさせていただきます。 下の表をみていただければと思いますが、まず、5 月 26 日付けで西海地区中型まき網漁業に 400 トンを追加配分いたしました。その後、6 月 1 日付けで定置網漁業にも 400 トンを追加いたしました。 今管理年度は今月いっぱいでは終わるところですが、引き続き状況を注視しながら、円滑な運用に努めて参りたいと考えています。 説明は以上になります。
勝 木 会 長	ただいまの説明について、何か御質問等はありませんか。
勝 木 会 長	では、次に、議題 5 の「くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和 8 管理年度における漁獲可能量の変更について」、知事より諮問がきていますので説明をお願いします。
川 畑 主 任 技 師	資料-5 をご覧ください。最初のページのとおり諮問文が来ています。 内容について、水産課より説明をお願いします。
川 田 技 師	水産課の川田です。 資料 5 をご覧ください。本日は石川県のくろまぐろに関する漁獲可能量の変更について、報告及び諮問をさせていただきます。 くろまぐろの管理については、4 月から 3 月までの管理ということで、既に令和 8 管理年度に入って 2 か月と少し経っておりますが、水産庁からの追加配分や漁船漁業における小型魚と大型魚の間での数量の交換の意向があり、管理年度途中の漁獲可能量に変更がありましたので、それに関するご報告及び諮問です。 まず、1 点目にくろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）への追加配分に伴う変更についてです。 こちらは例年の手続きになりますが、令和 7 管理年度、つまり昨年度の国内全体の未利用分の繰越しや国の留保分の再配分により、5 月 29 日付けで国から県に対して漁獲可能量の追加配分がありました。 その結果、下線部のとおり、石川県には、小型魚で 12.1 トン、大型魚で 13.0 トンが追加されております。 次に、2 点目として、くろまぐろに関する小型魚から大型魚への不等量交換に伴う変更についてご説明します。これは、水産庁からの通知に基づく仕組みで、自県の小型魚と大型魚との間で、異なる数量で漁獲枠を振り替えるものです。 具体的には、小型魚 1 に対して大型魚を約 1.47 倍とする形で交換する仕組みとなっており、今回、水産庁が実施した要望調査の結果に基づき、都道府県ごとに数量の調整が行われました。

本県では、4月下旬から5月中旬にかけて要望を取りまとめたところ、漁船漁業からのみ交換の要望があり、定置網からは要望なしという結果でした。

このため、下線部最後の方に記載のとおり、小型魚 1.9 トンを減らし、大型魚 2.7 トンを増やす不等量交換が実施されています。

これらの結果、県全体の漁獲可能量は、小型魚が 111.9 トン、大型魚が 76.2 トンとなっています。

また、こうした追加配分等があった場合には、資料の中央に記載しておりますが、石川県の資源管理方針に基づき、全量を定置網漁業の数量に反映する取扱いとしておりますので、実際に要望があったのは漁船漁業からなのですが、今回もこのルールに従って定置網漁業の数量に全量を配分しています。

ここまでの、追加配分及び不等量交換の数量の動きを示したのが、18 ページ目の下の方の表となっております。その上で、次の段階として、実際に不等量交換を希望した漁船漁業に数量を配分するため、定置網漁業と漁船漁業との間での数量の調整を行う必要があります。

19 ページをご覧ください。ここが本日の諮問事項となる部分です。まず、1 ポツ目は、先ほどご説明しました報告の内容で、石川県資源管理方針に基づき、定置網漁業区分の数量変更を行いましたという部分です。

そして、2 ポツ目について、漁船漁業区分の数量調整は、具体的には、下記のとおり、①漁船漁業区分から定置網漁業区分へ小型魚 1.9 トンを移行、②定置網から漁船漁業へ大型魚 2.7 トンを移行する内容となっています。

前段の報告を含めて、手続きのルール上、数量の動きが複雑になっていますが、最終的に、漁船漁業は要望した交換後の数量で管理する形、定置網漁業は本来の追加配分数量を利用する形となります。

最後に今後の予定ですが、本日、答申をいただいた後、県内での手続きを行い、国への報告、関係機関へ通知するとともに、公報登載及びホームページへの掲載により公表する予定としています。

今期は昨年度と同様に来遊量も多く、特に大型魚が沿岸域に多く来遊している印象で、決して余裕のある数量ではありません。

今回実施している不等量交換については原則年度当初の 1 回とされているところですが、水産庁としても状況や要望に応じて期中の実施も検討を惜しまないとのことでしたので、当県の状況もしっかり把握しながら必要に応じて対応していきたいと思います。

また、例年同様に、他の都道府県や管理区分に譲受の要望をするなどして大型まぐろ漁獲シーズンである今時期と 11 月以降の混獲期に備え、漁獲可能量の調整による安定的な操業の機会の確保を図りたいと考えています。

説明は以上になります。

勝 木 会 長	ただいま水産課より説明がありましたが、何かご質問等はありませんか。
太 田 委 員	本年度の大型魚と小型魚の漁獲量の消化状況は分かりますか。
川 田 技 師	お調べして、後ほどお知らせします。
太 田 委 員	わかりました。
勝 木 会 長	他にありませんか。
上 浜 委 員	漁船漁業はどの漁業種を指しているのか。自分は刺し網漁業をやっているが、水揚げしてはいけないと言われてから、ここ数年は全く水揚げしていない。漁船漁業の漁獲枠はどの漁業が水揚げしているのか。またその漁業は水揚げした者勝ちなのか、細かく配分しているのか。
川 田 技 師	漁船漁業は釣り漁業と曳き縄漁業を指しています。また、漁船漁業においては、今年度から漁獲枠を地区ごとに配分して管理を行っています。
上 浜 委 員	漁獲枠の消費は、水産庁が把握した時点なのか、県で把握した時点なのか、各市場で仕切りを切った時点なのわかりますか。また、採捕停止となることを漁業者はどうやって把握していますか。自分の地区では知っている者と知らない者がいるため、どのように通知しているのかも教えてほしいと思います。
太 田 委 員	漁獲枠はどの支所でも漁協が管理しています。漁協がまとめて管理して、上限に来れば各支所の漁業者に連絡しています。
上 浜 委 員	漁獲枠の数字の把握の方法がとても気になっています。大型の漁業種であれば、1尾2尾は微々たるものかもしれないが、個人の漁師では1尾でも大きな利益になります。いきなり漁獲枠がなくなって、操業するなどと言われると零細の漁業者は困ってしまいます。漁獲枠は水産庁か県が決めていますが、末端の漁業者にはその情報がいきわたっていないと思います。漁獲枠を決めることに反対はしないが、どうやってその情報を発信していますか。
川 田 技 師	ご質問ありがとうございます。漁獲量の積み上がりの状況については、県の担当で漁協や漁業者の方から即日で情報をもらっています。

上 浜 委 員	即日の報告は定置網であれば可能だと思いますが、個人の漁師でも対応できていますか。本当に即日で報告はされていますか。
川 田 技 師	現在は個人の方でも即日に報告いただいています。
中 委 員	水産課では販売ベースで漁獲量を把握し、集計できていませんか。
川 田 委 員	販売ベースでも把握していますが、くろまぐろについては即日で漁協などから報告を受けています。
上 浜 委 員	水産庁が TAC を決めて、県や漁協を通してその数字だけが来るが、TAC とは何かということを末端が理解できていないと考えています。
中 委 員	くろまぐろを漁獲できる漁業者は決まっていますか。
砂 走 委 員	決まった期間に実績がある漁業者しか漁獲できないと聞いています。そのため、まき網漁業もくろまぐろを放流しています。くろまぐろの漁獲量は漁業者が市場に水揚げして、伝票が切られた時点で水産課に報告が行くと聞いています。
上 浜 委 員	くろまぐろが多すぎて、まき網でも刺し網でも釣りでも邪魔になっているので獲ってほしいと考えています。
砂 走 委 員	自分の地区のまき網も状況は同様になります。
上 浜 委 員	くろまぐろを獲ってほしいと思いますが、石川県の漁獲枠の消化率が高ければ獲れません。例えばですが、石川県の漁業者がくろまぐろを獲って、福井県で水揚げしても石川県の漁獲枠を消費しますか。
石 川 課 長	石川県の漁業者が他県で水揚げしても石川県の漁獲枠の消費となります。
上 浜 委 員	TAC の規制が強くなっていくなかで、どうやって未来の漁業者に夢を持たせることができるのかを考える必要があります。夢がなければ、誰も漁業をやらなくなってしまいます。寝られもせず、ひたすらに汚れる仕事をして、赤字が続くとなれば誰も漁業をやらなくなってしまいます。
勝 木 会 長	私から一言発言します。賛否両論はありますが、私も大型定置網をやっていますが、何百とくろまぐろが網に入っても、それを眺めているだけで我慢しています。しかし、それに何も思わない漁師はいないと思います。そのような漁師が多くいることは水産庁は把握していると思います。政治的な話になりますが、漁獲枠

	をもっと確保できるような強い国に日本はなる必要があります。石川課長が水産庁に戻った時には頑張っていたきたい。本当にくろまぐろが獲れすぎて困っています。
石川課長	水産庁でも全国から同様の要望を聞いています。
砂走委員	自分の地区でも県外いか釣り漁船が多く来ているが、くろまぐろが多すぎて操業になりません。操業の途中で切り上げて帰ってくる船も多いと聞いています。まき網も同様になりますが、電気を点ければくろまぐろがすぐに船に寄ってきます。まき網で魚を積み込んでいる時も、外から網を齧って破いてしまって、魚が逃げていくことがあります。
上浜委員	私は刺し網を仕掛ける時は、電気を点けないで操業しています。それだけ石川県の沖は良い漁場なのだと思います。最近はイルカも多く、困っています。
太田委員	最近イルカも多くなっています。いか釣りの漁具であるトンボを全部持って行ってしまいます。話は戻りますが、くろまぐろは大勢で獲りにいくので、すぐに枠を消化します。今漁期もいきなり枠に達してしまったので、釣ったまぐろを放流する必要があります。
砂走委員	今年にくろまぐろも大きいので対応に苦慮しています。普通の人の3から4倍も大きい個体ばかりとなっています。
勝木会長	今回の話を聞いていると漁業者の見解は同じだと思います。
上浜委員	漁獲枠を設定するのは問題ないが、いきなり枠に達してしまうと次の日から操業が出来なくなってしまう。次の日からどうやって生活していこうかと悩むことになってしまいます。
石川課長	水産庁としても、いきなり漁獲枠を設定するのではなく、どのように資源管理をしていくのかについて、関係者との意見交換の場を作っています。
上浜委員	水産庁が話を聞くのは事務所にいる漁業をリタイアしている方が多いと思います。現場の若い方の意見も積極的に聞いてほしいと思います。
沢田局長	上浜委員にも現場の若い方も会議に参加できる場を作っていただけると助かります。
砂走委員	日本で消費しているくろまぐろの数量と日本のくろまぐろの漁獲枠はどちらが多いのですか。

石川課長	日本は海外からくろまぐろを輸入しているので、消費量が漁獲枠を上回っている状況だと思います。国際会議において、日本は資源の状況等を踏まえて交渉を行っていますが、他の国ではくろまぐろをもっと保護すべきとの考え方もあります。水産庁も、石川県と同様の全国の厳しい状況を聞いていると思いますので、このような状況を踏まえた交渉を行っていくこととなると思います。
勝木会長	皆さんよろしいですか。意見は漁業者みな同じだと思います。知事から諮問が来ています。知事から諮問の「くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和8管理年度における漁獲可能量の変更について」は、妥当であると判断しまして、その旨を答申したいと思いますが、よろしいですか。 [異議なしの声] 今回の意見を聴収して、今後もよろしくお願いします。
勝木会長	では、次に、議題6の「令和8年度全国海区漁業調整委員会連合会通常総会の結果について」、説明をお願いします。
川畑主任技師	事務局の川畑です。資料－6の20ページをご覧ください。 令和8年度全国海区漁業調整委員会連合会通常総会の結果についてご報告いたします。 5月15日月曜日、東京都港区のアジュール竹芝で開催された通常総会に勝木会長と出席してまいりました。当日は、全国72海区のうち38海区、来賓、事務局を含め96名が出席していました。 議事として、まず第1号議案、令和7年度事業報告書、収支決算書及び剰余金処分案につきましては、案のとおり承認されました。 次に、第2号議案の令和8年度事業計画書案及び収支予算書案についてですが、令和6年度から石川県は能登半島地震の特例措置として会費免除されていましたが、東北大震災の時も該当県の会費免除が2年だったため、石川県もこれに倣い令和8年度からは通常どおり徴収する案が示され、異議なく承認されました。 次に、第3号議案の協議事項（中央要望活動）についてですが、全国海区漁業調整委員会では、毎年、国の関係省庁に対して要望活動を行っています。当議案では、その要望内容について協議しています。要望事項としては、「Ⅰ 海区漁業調整委員会制度について」、「Ⅱ 沿岸漁場の秩序維持について」、「Ⅲ 太平洋クロマグロの資源管理について」、「Ⅳ 沿岸資源の適正な利用について」、「Ⅴ 漁業法改正後の制度運用について」、「Ⅵ 外国漁船問題等について」、「Ⅶ 海洋性レジャーとの調整等について」の大きく分けて7項目ありますが、7項目全ての要望事項について承認され、関係省庁に要望することになりました。なお、全ての要望項目をご説明すると大変時間がかかることから、本日は、これまでの継続事項に加えて、今回、新たに追加されました

要望事項を紹介させていただきます。

まず、21 ページの始めにあります、「Ⅴ 漁業法改正後の制度運用について」ですが、資源評価の精度向上を新たに求めるための文章として、（１）資源評価の精度向上が追加されました。

次に、従来から行われている都道府県間や大臣管理区分との漁獲枠の融通、次期管理期間からの前借のより円滑な実行、複数年管理や迅速な資源の再評価による期中の TAC 調整を可能とするなど、資源の上振れ発生時や、やむを得ない混獲により操業停止等に陥らないための仕組みを構築することが追加されました。

以上 2 点が今回新たに追加された内容になります。

今回承認されました要望内容につきましては、7 月 2 日に関係省庁対して要望活動を行うこととなっています。なお、この要望活動には副会長として勝木会長にも御参加いただく予定となっています。

次に、第 4 号議案の次期総会の開催地につきましては、東京都で開催することとなりました。

次に、全国海区漁業調整委員会連合会の委員表彰ということで、海区委員又は事務局職員として 10 年以上勤められた方を表彰するものになります。今回は他海区の委員 5 名が表彰されました。

最後に 2 つの報告がありました。最初に「要望書のとりまとめについて」として、近年、国への要望書の項目の増加によって、構成が複雑化しているため、それを解消するため、要望書の構成と見直しを進めることが報告されました。今後、要望書の再構築と内容の整理とブロック会議での要望の一本化を徹底することとなりました。

次に、「全漁調連の今後の予算等について」として、近年の物価上昇により、会費収入のみでは全漁調連の繰越金が毎年 100～200 万円程度減少し、将来的に資金不足になることが報告されました。事務局では経費節減に努めているが限界があるため、会費改定を含めた対応案を総合的に検討し、令和 9 年度の総会までに協議を進めることとなりました。

以上、簡単になりますが、全国海区漁業調整委員会連合会通常総会の結果について報告を終わります。

勝 木 会 長

ただいまの説明について、ご質問等はありませんか。
なければ、次回の開催等について、事務局からお願いします。

川 畑 主 任 技 師

次回の委員会について、ご連絡をします。
次回は 7 月 21 日（火）、本日と同じく、県庁 11 階 1109 会議室で開催したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

勝 木 会 長

次回は 7 月 21 日（火）ということで、お願いします。
以上をもちまして、委員会を終了します。
ご苦勞様でした。

以上、会議の顛末を記録してその正当であることを証するため署名をする。

会 長

署名委員

署名委員
